○　顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
［一・二　同上］ 三　地方債証券（その発行に際して元引受契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）が金融商品取引業者又は登録金融機関により締結されたものに限る。）　百分の八十五 ［四～八　同上］	［一・二　略］ 三　地方債証券（その発行に際して元引受契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十一条第五項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）が金融商品取引業者又は登録金融機関により締結されたものに限る。）　百分の八十五 ［四～八　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件（平成十九年金融庁告示第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項第一号の規定に基づき、金融庁長官が指定する法人を次のように定める。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項の規定に基づき、金融庁長官が指定する法人を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。 なお、平成六年大蔵省告示第七十三号（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件）は、平成十九年九月二十九日限り廃止する。

○　金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（平成二十二年金融庁告示第四十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の二第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定する。 一　次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2014/65/EU of the European Parliament and of the Council）第五十六条の規定により欧州証券市場監督機構が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。） ［号の細分を削る。］ イ・ロ　［略］ ハ　ナスダックストックホルム ニ　ナスダックヘルシンキ	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。 一　次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。） イ　アイリッシュストックエクスチェンジ ロ・ハ　［同上］ ニ　ナスダックオーエムエックスストックホルム ホ　ナスダックオーエムエックスヘルシンキ

［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ホ・ヘ　［略］ ト　ユーロネクストアムステルダム チ　ユーロネクストダブリン リ　ユーロネクストパリ ヌ　ユーロネクストブリュッセル ル　［略］ ［号の細分を削る。］ 二　アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第六条の規定により米国証券取引委員会（U. S. Securities and Exchange Commission）に登録されている外国の金融商品取引所のうち次に掲げるもの イ　［略］ ロ　ナスダック ハ　［略］ ［三～十一　略］ 十二　ロンドンストックエクスチェンジ	ヘ　ユーロネクストアムステルダム ト　ユーロネクストパリ チ　ユーロネクストブリュッセル リ・ヌ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ル　［同上］ ヲ　ロンドンストックエクスチェンジ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　ナスダックオーエムエックス ハ　［同上］ ［三～十一　同上］ ［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○　金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第四十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとする。 一　別表第一の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第二十六条の三第一項（法第二十七条	開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとする。 一　別表第一の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第百九十三条の二第一項に規定する監

において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の五第一項及び第六項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する監査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合　次に掲げる全ての基準 ［イ・ロ　略］ 二　［略］	査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合　次に掲げる全ての基準 ［イ・ロ　同上］ 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（令和五年金融庁告示第三十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（当該同一人と特殊の関係のある者） 第三条　第一条第一項本文の「当該同一人と特殊の関係のある者」とは、同項本文に規定する同一人（同項本文に規定する当該同一人と特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該最終指定親会社の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該最終指定親会社並びにその合算子法人等及び合算関連法人等を除く。以下「受信合算対象者」という。）をいう。 一　同一人自身が会社である場合における次に掲げる者 ［イ～ニ　略］ ホ　会社以外の者（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）であって、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（法第二十九条の四第二項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）	（当該同一人と特殊の関係のある者） 第三条　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　会社以外の者（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）であって、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

［へ～リ　略］ 二　［略］ ［2～6　略］	［へ～リ　同上］ 二　［同上］ ［2～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	